

19世紀イギリス技芸協会試験制度 成立過程についての一考察

滋賀大学 藤 田 弘 之

A Study in the Establishment of the Society of Arts Examination System in the Nineteenth-Century Britain

Abstract

Hiroyuki FUJITA, Shiga University

The purpose of this paper is to describe the process of the establishment of the Society of Arts examination system which was started in 1856.

This examination is known as the first nationwide vocational, scientific and technical examination in Great Britain. And it had a favourable influence not only upon the growth of the society but also upon the development of scientific and technical education in the nineteenth century. I concentrated on the following points in this paper, examining research material connected with the Society:

- i) What was the background to the introduction of the Society of Arts examination?
- ii) By whom and with what ideas was the examination plan mapped out?
- iii) What was the process for the introduction of the examination?

I placed special emphasis on J.Booth's role in introducing the above plan.

1. はじめに

本稿の目的は、技芸協会によって、1856年に始められた試験制度が成立する過程を明らかにすることを、直接の目的としている。

さて、宮沢康氏は、「試験制度の発展は、イギリス近代教育史における一つの特徴的な事実である。試験制度をぬきにして、イギリス近代教育史を語ることはできないのではないかとさえ思われる。」⁽¹⁾と述べている。実際、試験はイギリス教育発展過程に大きな影響を及ぼしたが、とりわけ科学技術教育に対する試験の影響は、決定的とさえ言いうるであろう。さらに、試験は、公的または私的な試験機関によって行われたが、そのような機関は、試験の内容、基準、採点、結果の公表等を通じて、教育や教育内容に大きな影響を及ぼした。⁽²⁾モンゴメリー (R. J. Montgomery) の著書が示す如く、試験は行政管理の重要な手段であり、教育行政上からも重要な意味を持っていた。

ところで、本稿が主題とする技芸協会とは、シブレー (W. Shipley) が、自由な科学・技芸における発明・改良の奨励のための賞金授与をよびかけ、そのための寄付を募ったことに端を発して、1754年に創立された技芸産業商業振興協会 (Society for the Encouragement of Arts, Manufactures and Commerce—通常、Society of Arts と略される) のことである。この協会は、創立後、富国に寄与し、貧しき者の雇用に役立ち、通商に貢献する発明・改良・製品に対して賞金を与えたが、このように主として、賞金授与により、技芸と産業を奨励してきたのである。こうした活動は、18世紀末から19世紀はじめに衰退するが、1840年代より再生した。そして、カードウェル (D. S. L. Cardwell) が指摘するように、「19世紀の技芸協会の部屋は、科学、技術、社会政策の進展に幾多の建設的な構想の

ための孵卵器として、また手形交換所として貢献したのである。⁽³⁾19世紀における技芸協会の活動の重要な一つの側面は、教育の振興、即ち産業教育 (industrial education) の振興にあった。そしてこの振興のため考えられた一つの手段が、試験制度であった。今日では、「何千万人という人々が、協会について、試験機関以外の点は、殆んど知らない。」⁽⁴⁾と言われるほど、試験は中心的な位置を占めている。

さて、技芸協会の試験が始まった当時は、試験信仰の時代と称せられ、各種の機関や団体による種々の試験制度が陸續として成立したことは、周知の事実である。これらの試験は、学習の効果をひきあげ、科学技術教育の振興、資格検定、採用選抜、財政支出の合理化など、種々の意図を達成する手段として行われたものである。このうち技芸協会の試験は、イギリスで最初の全国的規模の職業試験、または科学技術試験であったという点で、重要な意味を持っている。ガーナー (A. D. Garner) は、「技芸協会の試験制度は、技芸協会の歴史に対して強い影響を持っただけではない。それは、イギリスの科学技術教育史に決定的な影響を持っている。」⁽⁵⁾と指摘しているが、試験制度の成立は、1850年代の技芸協会の最大の革新であり、さらにその後の科学技術教育や試験制度に大きな影響を及ぼした。

以上のような意味を持つ技芸協会試験ではあるが、先行研究は少ないと思われる。宮沢氏は一般的に、「研究の大多数は、大学や中等学校試験であり、科学技術の資格検定試験に関する先行研究はいたって少ない。」⁽⁶⁾と指摘したが、この指摘は今日においても同様であろう。我国においては、加藤鉦治氏が、機械工講習所 (Mechanics Institutes、以下 M. I. と略す) との関係で技芸協会試験を論じているが、⁽⁷⁾全体に M. I. との関係や影響を重視しているため、試験制度の記述については、必ずしも詳しくない。本国において参考になるのは、ウッド (H. T. Wood)⁽⁸⁾ とハドソン及びラックハースト (D. Hudson and K. W. Luckhurst)⁽⁹⁾ の著作である。これらは、技芸協会史として著わされたもので、その一部で成立過程を述べている。また、フォーデン (F. E. Foden)⁽¹⁰⁾ による論稿も参考になる。これらの参考資料を検討する際重要な点は、試験の制度化にあたって重要な人物は誰であったかという点である。ハドソン及びラックハースト、ウッドは、チェスター (H. Chester) を重視している。これに対してフォーデンは、ブース (J. Booth) が決定的な役割を果たし、彼の再評価の必要性を指摘している。

本稿においては、以上の考察をふまえた上で、試験制度が成立する背景は何であったのか、この試験制度は誰によって、またどのような思想の下に構想されたのか、さらにそれはどのような過程をへて制度化されていったか、等に関して、先行研究をふまえつつ、技芸協会に関する資料を検討することにより、明らかにしたいと思う。

2. 技芸協会試験制度成立の背景

既述のように、1754年創立された技芸協会は、当初より賞金の授与等を通じて、産業、科学、技芸等の振興を行ってきた。協会の活動は、18世紀末から19世紀はじめにかけて衰退したが、1840年代にはウェブスター (T. Webster) 等の努力により再生し、技芸、産業、商業等の振興に努めることになった。1849年の同協会の会報によれば、協会は、博覧会や会議の開催、及び美術の全ての部門における価値ある作品や、農業、化学、機械学、製造及び他の有用技芸における発明発見及び改善に対して、メダルや褒賞を授与することにより、その目的を達成しようとしていた。⁽¹¹⁾

ところで、同協会は、その振興活動の一部として、1848年より M. I. の振興に係わるようになった。即ち、同年協会は、ロンドンより15マイルの範囲内にある M. I. が、一個人としての資格で同協会員に

なることを認め、その結果、これらの M. I. は会員の一定の特典を共有できることになった。⁽¹²⁾ こうした M. I. との係わりは、1852年に技芸協会の主導の下で、M. I. 及び関連教育機関の全国連合体が成立することにより一層促進されることになった。

協会の M. I. に対する支援は、1830年代から1840年代における M. I. の衰退、停滞、変質等を背景に考えられねばならない。M. I. の衰退や失敗の原因は、有能な教師の不足と彼らと契約するのに要する財源の欠如、財政と管理運営技術の未熟さ、受講生の読・書能力の欠如等にあったと言われている。⁽¹³⁾ こうした状態に対して、M. I. 関係者は種々の対応策を考えたが、その一つとして考えられたのが、一定地域内にある M. I. 同士が共通の課題を解決し、また合理的、効率的な経営を図るために連合組織 (Union) を形成することであった。⁽¹⁴⁾ こうした連合組織は、1837年12月11日に結成されたウェストライディング M. I. 連合をはじめとして、各地に結成され、講師兼派遣指導員による地方巡回活動、年次集会の開催、年報の刊行、図書等の巡回等々によって M. I. の教育経営を効率化し、M. I. を再建しようとしたのであった。技芸協会の下での全国連合の成立は、以上のような M. I. 連合組織を関連教育機関も含んで全国レベルにまで及ぼしたものであった。

ところで、技芸協会の下で全国連合が結成されるにあたり、中心的な働きをしたのは、チェスター (H. Chester, 1806-1868) であった。⁽¹⁵⁾ 1806年、ハートフォードシャーのブッシュ・ホールに生誕した彼は、チャーターハウス及びウェストミンスター各学校を経て、ケンブリッジ大学トリニティ・カレッジで学んだ後、1826年枢密院庁事務官となった。彼は、1837年に枢密院教育委員会が設置されると、同委員会の事務官となり、ケイ・シャトルワース (Kay-Shuttleworth) の下で、その片腕として、建築補助金の交付、学校建築基準の設定、児童就学率の向上等々、教育行政の実施に携った。こうした活動に加えて、チェスターは、1837年に家族と共に移り住んだハイゲイト (Highgate) の地において、同地方の改善のために大きな役割を果たした。彼の種々の活動のうち最も重要なものは、1839年にハイゲイト文芸科学協会 (Highgate Literary and Scientific Institute) を設立したことである。⁽¹⁶⁾ 彼は設立後同協会の長となり、1853年に辞職するまで、これを通じて、知識——なかでも科学的知識、徳、身体等々の教育を住民に普及し、こうした教育を手段として、住民自らによる自己改善を旨としたのであった。チェスターは、同協会の活動に係わる中で、当時の M. I. の状況や問題点を十分認識していた。こうして彼は、1851年万国博を通じて、全国民への教育の一層の普及が緊要なることを痛感するとともに、1851年11月28日付で技芸協会評議会宛に書簡を送り、技芸協会のような強力な中央団体の下で、M. I. をはじめとする国内各地の成人教育機関が連合し、協会と提携させることで、その教育を改善すべきことを訴えたのであった。

こうして提出されたチェスターの提言を、技芸協会評議会は重視した。そして1852年1月21日に小委員会を設置して、この提案の検討にあたらせた。⁽¹⁷⁾ そして、2月13日に小委員会報告書が出されると、これに基づき、3月9日に、チェスターを含む7名の暫定委員会を設置した。同委員会は、特に成人の教育振興方策として、(i)講師の任命、(ii)地方博覧会の開催、(iii)情報や助言や援助を成人教育機関に提供するための協会内の中央事務局の設置、(iv)成人教育機関からの訪問者に協会の部屋を利用させ、または講義に出席させること、等々を検討したのである。一方チェスターは、こうした委員会の検討をふまえて、国内の M. I. 及び関連成人教育機関に質問紙を含む書簡を送り、これら諸機関の考え方を把握しようとした。こうした検討に基づき、技芸協会評議会は、成人教育関係諸機関の代表者会議を開催することを決定した。そして同年5月18日及び19日に、この代表者会議が、90余りの機関の代表者の出席の下に開

催され、「文芸・科学・美術の培養及び有用知識の普及において、文芸科学協会や M. I. の成功は、諸機関の継続的独立に対する完全な保証に基づき、技芸協会との連合に多くの機関が加入することにより強力に促進されうる。⁽¹⁸⁾」との提案が承認されるとともに、全国連合が成立することになった。このようにして技芸協会と提携関係に入った機関や団体は、創設 2 ヶ月後は、220、1854年11月には、362を数えたのである。

さて、以上のような経過で設置された全国連合は、個々の教育機関の独立を保証し、広範な統制を及ぼすことなく、提携を進め、協力関係を打ち立て、それらを援助し、科学、技芸、文芸等の教育を振興していく必要があった。この具体的方策の検討と実施のために技芸協会に委員会 (Institute Committee) が設置されたが、同委員会はまず、講師斡旋計画をうち出した。この計画は、同時代において非常に優れ、価値ある一流の講師陣を選び、彼らと契約を結び、その名簿を作成し、この中から傘下の各教育機関の要望に応じて講師を斡旋するというものであった。こうした計画は、しかしながら順調には発展しなかった。そして1852年12月29日に委員会は失敗を認め、この計画を中止する方針を示し、翌年6月29日の技芸協会評議会で正式に中止が決定された。計画失敗の主な原因は、(i)個々の教育機関自体が講師の利用について明確な方針を持たず、また関心を持たなかったこと、(ii)連合を構成する各教育機関がその目的、見解、性格において著しく多様であったこと、(iii)講師自身がこの計画にあまり関心を示さなかったこと、(iv)講師斡旋の方針を設定した委員会自体が十分な見通しを持たなかったこと、等に求められる。このようにして、計画が失敗した後、再び技芸協会において、M. I. をはじめとする提携教育機関を援助し、それらの体系的教育活動を促進し、統合する手段が模索されることになったが、その手段として浮上したのが試験だったのである。技芸協会試験は、以上のように、全国連合体を基盤として成立したのであった。

3. 技芸協会試験制度の構想

技芸協会の試験制度が成立するにあたっては、三人の人物、つまり、チェスター、ホール (J. Hole, 1820-1895)、ブース (J. Booth, 1806-1878) が重要な役割を果たしたと考えられる。しかしながら、各人の役割については、論者間で必ずしも一致をみていない。ここで以上の三名が、各々試験につきどのような構想を持ち、また制度化に際して、どのような役割を果たしたかを検討することとする。

チェスターは、既に指摘したように技芸協会の全国連合を組織するにあたって大きな役割を果たしたが、試験制度導入に際しても重要な役割を果たした。即ち、当時協会評議会議長であったチェスターは、後述のように、1853年11月16日の技芸協会会合の席で、試験制度の導入を提言し、また翌1854年4月7日付の技芸協会誌において、試験の計画の概要を公表した。そしてこの計画が事実上、技芸協会試験計画の起源となったのである。技芸協会通史の著者ウッドも、また、ハドソン及びブラックハーストもその著書の中で、チェスターに協会試験制度の創設者の地位を与えている。⁽¹⁹⁾ 確かに彼は、ケンブリッジ大学トリニティ・カレッジ出身であったことから大学の試験を知り、枢密院教育委員会事務官として、1846年から始められた教員見習生の試験やクィーンズ・スカラシップ等を熟知し、さらにまた、ハイゲイト文芸科学協会の会長であったことから、M. I. の試験導入の動きにも通じていたと考えられる。従って試験については、十分の見識があったと考えられる。しかしフォーデンも指摘する如く、⁽²⁰⁾ 1853年に試験を提言するまで、試験について具体的な構想をたて、またそれを推進するにあたってイニシアチブを発揮した

という形跡がない。従って、彼は、自らの経験を基礎に、ホールやブース等からの影響の下で試験について考え、提言を行ったと考えられる。1868年まで協会評議員であったチェスターは、特に、1856年から1860年に協会試験が確立すると、これを発展させるために尽力するのである。

次にホールである。ホールは、協会の試験制度化に直接的に係わったのではなく、むしろ技芸協会内の世論づくりに一助をなしたと言ってよい。技芸協会は、1852年に M. I. の改革を目して、「文芸科学協会、M. I. の歴史と管理に関して——特に、これらの機関は、この国の道徳的福利と産業を進展するには、どの程度、または、どのようにして発展され連合されうるかに関して——」という懸賞論文を募集したが、ホールはこれに応募し、第1席で当選した。⁽²¹⁾この論文の中で彼は、M. I. を改革強化することにより、成人教育を発展させることを意図し、こうした M. I. 改革の一環として試験制度を提言したのである。彼のこの論文は、1851年刊行のハドソン (J. W. Hudson) の『成人教育の歴史』とともに英国 M. I. 運動史の古典的労作と言われている。⁽²²⁾さて、彼はこの論文の中で、M. I. の連帯的な経営行動、即ち、地域及び全国連合体の組織化の促進と、各 M. I. の類別的な経費改革とに分けて、M. I. の改革を考えている。このうち試験に関しては次のように提言している。まず各 M. I. について、「我々の M. I. の教育機構を適正なる基礎に基づかせようとする時は常に、試験と証明書の制度が確立されねばならない。」⁽²³⁾とし、各学習クラスは、試験に合格した生徒に、証明書を与えねばならないとしている。その際エジンバラ技芸学校の実践を模範として紹介し、各 M. I. 改革の一つの方途として重視している。試験と証明書に基づくこうした各 M. I. の改革と同時に、「全国連合が試験官委員会を任命し、彼らが定期的な試験を行えば」⁽²⁴⁾国内の大小の M. I. は、いずれも恩恵をうけるとして、こうした全国共通の試験と証明書の制度を設ける必要性を指摘したのであった。

ホールの以上のような提言は、これまでの M. I. の実践を基礎としてなされたものである。彼は、M. I. 運動と係わっており、特に、1848年からヨークシャー M. I. 連合 (Yorkshire Union of Mechanics' Institute) の名誉事務局長として、M. I. の教育改革に本格的な取り組みをなし、M. I. での試験の試みを知っていた。⁽²⁶⁾周知の如く、エジンバラ技芸学校は、ホールの下で、1835年に学習を方向づけ、組織化するために、試験に合格した学生に、同学校終身会員の資格を与える証明書を授与する計画を導入した。その後、M. I. の中には、例えば、マンチェスター、グラスゴー、ニューカッスル等の各 M. I. のように、これに類似した制度を導入し、または導入する動きが見られた。さらに、M. I. 連合の中にも、その導入を検討するものがあつた。これらは必ずしも成功はしなかったが、M. I. 及び M. I. 連合関係者の一部の人の間では、試験は M. I. 改革の有効な一つの方法と考えられていた。

ホールの論文は、技芸協会の裁可の下で、1853年に公刊されたが、同年7月15日付技芸協会誌は、そのダイジェストを掲載し、「多くの貴重な情報と多くの有益な示唆を含んでいる。」として情宣に努めたのである。⁽²⁷⁾フォーデンは、ホールの論文は、「(技芸協会、筆者注)試験の確立に通ずる諸々の出来事の連鎖の重要な一環を提供した。」と述べているが、これは協会内での世論形成の一助となったのである。⁽²⁸⁾

技芸協会の試験制度確立にあたって、事実上最も重要な働きをしたのは、ブースであった。もっとも、ブースは、正当に評価されているとは言えない。フォーデンも指摘する如く、協会の正史とされるウッ드의著書、及びハドソンとラックハーストの共著書共に、協会試験制度の確立に際してのチェスターの役割を重視し、ブースの貢献については、軽く扱い、または十分顧慮していない。⁽²⁹⁾しかし、ブースは、「全国的試験制度が確立されるその運動において、協会に対する思想の主要な源泉であったことはあまり疑いがなく、これまで彼に与えられてきた以上の評価を要する。」⁽³⁰⁾「ブースの役割は、正史が認めるよ

りもさらに重要であり、かつ形成的であった。」⁽³¹⁾として、彼の再評価の必要性を指摘するのである。同じくフォードンによれば、「1854年に技芸協会によって実施された実際の計画は、名目上チェスターのものであった。しかし、それは全く明白に、非常に多くのものをブースの思想に負っている。」⁽³²⁾「ブースは、チェスターの行動した思想の供給者であった。」⁽³³⁾さらに国民伝記辞典 (Dictionary of National Biography) においても、「ブースは、協会試験の確立と組織化において主要な媒介者であった。チェスターは、後にその制度を修正し、発展させた。」⁽³⁴⁾と述べている。実際、ブース自身も、自ら協会の試験計画の実質的な作成者であると述べているが、⁽³⁵⁾彼は協会と係わる前に試験を構想し、運動を行っていたのである。協会正史において正当な位置づけが行われなかったのは、おそらく後述のような彼の協会脱退事情があったと考えられている。⁽³⁶⁾

ブースは、1806年にアイルランドのリートリム州ラバに出生し、ダブリンのトリニティ・カレッジで学んだ後、1840年に同地を離れ、ブリストル・カレッジの校長となった。⁽³⁷⁾しかし翌年同校が閉鎖された後、1843年には、リバプール・コリージエイト・インスティテューションの副校長に任ぜられた。1848年にこの職を辞した後、聖職者として、また数学者として活動を続けた。ブースは、こうした活動と並行して、1846年から1849年にリバプール文哲協会の会長になり、これを通じ成人教育問題を知るようになった。さらに、1852年には技芸協会に入会した。そして1857年に脱会するまで、協会員として、精力的な活動を行うのである。

さて、ブースは、既に1840年代に試験に基づく新しい教育制度を構想し、情宣に努めていた。特に、1847年に発刊された、『試験、国家の領域』⁽³⁸⁾という冊子は、より直接的、具体的に、試験制度について提案し、各方面に大きな影響を与えた。彼が試験制度を構想したのは、何よりも当時無視されていた中産階級のための教育を振興するためであった。つまり冊子においては、公務職のため高い資質を持った人々を確保することを計画していたが、そのことにより事実上、中産階級の教育を振興し、管理することを目的としていたのである。

彼は、冊子の緒言において、「社会的地位の両極端の階級を教育する一方で、中間の階級を無視することは、安全で慎重な方向であり、また先見の明ある政策の徴候であると言えるだろうか。」⁽³⁹⁾と問うている。1840年代中期において、貧民の教育に対して、既に国家の関与が進行し、漸次的にはあるが、改善がなされようとしていた。他方、富裕な上流階級は、その子弟を送る一定の教育機関が存在していた。これに対して、中産階級の教育機関は、極めて不十分であった。また存在していても、教育の内容、質、水準ともに種々雑多であり、到達すべき教育水準も設定されていなかった。そして中産階級以下の階級の方が、彼らよりもよりよく教育を受けるといった状況が生じつつあった。こうした状況を放置することは、既に政治権力を掌握しつつあった中産階級にとって、危険ですらあった。「彼らは、賢明な、かつ良心的な仕事のため、人間として、市民として、キリスト教徒として資格あらしめるために、賢明に教育され、注意深く訓練されるべきであった。」⁽⁴⁰⁾のである。

問題は、誰が、如何にしてこれらの教育を振興するかであった。私的団体は、既に多くの限界を持っていた。教育の不足を補うためには、貧民教育の場合と同じく、国家の一定の役割を期待せざるをえないと彼は考えた。しかし、国家が中産階級の教育に関与することは、当然多くの反対が予想された。事実、これまで国家関与の試みは、多くの失敗、挫折、敵対、紛争を経験してきた。こうして彼は、「援助の必要性が存在することが示されうること、また良心の諸権利を侵害し、またいずれかの宗派に不当な優先を与えないという条件で、国民のいずれの階級の教育も推進することが国家の義務である。」⁽⁴¹⁾と主

張し、条件付で、国家に一定の役割を認めた。しかし、教育そのものを供給するのは、あくまでも私的
事業であると考えた。そして、国家が、宗教問題に係わることを回避し、最少限の介入にとどめ、さら
に非難を生じず、費用を要することなく、教育を組織化し、改善する方法として試験制度に着目するの
である。つまり、国家が試験を通じて間接的に教育を振興し、教育そのものは、国民が私的に行うとい
う機能分担を考える。試験は、国家の関与と個人の自由を調和させる最上の手段であったのである。

では、彼が構想する試験制度は如何なるものであったか。まず、彼は、基本的な前提条件を提案する。
即ち、「(1) 連合王国のいずれかの大学で学位 (degree) を得たか、(2) 軍のカレッジのいずれかを卒業し
たか、(3) 政府の試験委員会から証明書 (certificate) を獲得したか、のいずれかでない如何なる者も、国
王の下で公務職員として採用され、または事務を履行する権限がないものとする——という旨の規則を政府
に規定させ、または必要なら立法府に法律を制定させること」⁽⁴²⁾である。ここで述べられた、公務職の任
用資格を生ずる証明書のための試験が問題となるのである。この試験のための提案の要点は、以下の通
りである。⁽⁴³⁾(i) 全国は、教育の形態や人口密度に従って教育区 (Educational Districts or Circuits) に
分割される。(ii) 試験委員会は国王により任命され、同委員会は、予め指定した科目のコースについて、
各教育区内の適当な場所で年次試験を行う。但し、試験官は、いずれの学校も査察できない。(iii) 全ての
国民は、この試験に受験資格があり、教育された機関や場所を問わない。また不合格者の再試験も可能
である。(iv) 委員会は答案を接点し、合格した志願者に三等級の証明書の何れかを交付する。(v) 試験は、
筆記及び口述で行われるが、公平を期すために3人の試験官によって行われる。(vi) 試験委員会は、実施
された試験の要領、及び試験結果、即ち、合格者の氏名、住所、出身学校、証明書の種別、講評、等々
を何らかの方法で公表する。また、同時に、次回の試験の日時、科目、変更点なども公表する。以上の
ようなものであった。

ブースは、以上のような試験制度を導入することにより生じる効果を、22項目にわたって述べてい
る。⁽⁴⁴⁾このうち重要な点は、下記の通りである。(i) 試験の結果に基づき交付される証明書は、将来、国家
公務職及び他の就職のために必要な資格証明書になること、(ii) 試験の合格数によって学校間の教育の質
の比較ができ、このことが学校間の競争を刺激し、教師の努力を促し、ひいては中産階級の教育全体の
改善への誘因となること、(iii) 政府の直接的な干渉なくして、間接的に中産階級の教育を統制し、また一
定の制度を確立できること、(iv) 中産階級教育振興について、他の計画よりも、宗教や財源の点で種々の
障害なく、また既存の制度を侵害することなく、直ちに実施できること、(v) 試験が受験者に目標を持た
せ、努力への刺激を喚起し、勤勉、忍耐、自己改善、自己教育等の習慣を育成しうること、(vi) 教育提供
への有志的努力を奨励すること等々である。

では、ブースは、以上のような提案を、誰、または、どのような影響の下に考えたのか。それは、同
時代の試験信仰の風潮によって大きな影響を受けたことは明らかである。中でも彼がランズダウン侯爵
の牧師であったことから、枢密院教育委員会の試験について十分知り、また彼の経歴等から大学の試験
に通じており、冊子の中でもこれらの試験が何度か紹介されているが、特に大学での試験からは大きな
影響を受けている。しかしこれらの背後に、近代公的試験制度の真の提案者であるベンサムの大きな影
響があったことを忘れてはならない。彼はベンサマイトであり、特にベンサムの『憲法典』 (Constitu-
tional Code) における、試験に基づく公務員の養成及び任用制度を大いに参考にしたのである。また、
全体的にベンサム主義者、功利主義者の影響を強く受けている。ローチ (J. Roach) は、「ブースの冊子
は、……同時代の考えのほとんどが全ての方針を寄せ集めているので、例外的に興味深い。」⁽⁴⁵⁾と述べてい

るが、実際、同時代の代表的な考え方を総合統一したものであったと言いうるであろう。また同じくローチによれば、「国家活動に関する限り、ブースの立場はブレールトン (Brereton) とアーノルド (M. Arnold) の中間であった。⁽⁴⁶⁾」と言いうるであろう。

上記の冊子を含め、「彼の教育に関する著作は、疑いなく民衆教育の推進に相当の影響を及ぼした。⁽⁴⁷⁾」また「ブースの議論が、19世紀の教育改革家たちの大多数によく知られるようになったことについて、疑いは少ししかありえない。⁽⁴⁸⁾」こうしてブースの構想は、その後の試験制度確立にむけて一定の影響を及ぼすのである。ブース自身は、自らの構想を実現させるべく努力するが、これを実現する主体として、国家ではなく、1852年に加入した技芸協会に大いに期待したのである。ブースは、技芸協会の全ての他の活動が時代遅れであり、試験のみが重要な活動であると固く信じたのである。⁽⁴⁹⁾

4. 技芸協会試験制度の成立

技芸協会試験は、既述のような協会内の事情と、試験の構想を背景として、1854年から制度化に着手され、1850年代末には、それが確立するに至る。ここで、この試験制度が、如何なる過程を経て制度化され、また確立された制度は、如何なるものであったかを述べる。その際、特にブースの活動に注視したいと思う。確かにブースは、1852年に技芸協会に入会してより、5年余りの短い期間しか協会と係わりを持たなかったが、その間に、協会の要職につくとともに、自らの構想を実現すべく、試験制度確立へむけて全力を尽したのである。

さて、既述の動きにも拘らず、技芸協会で公式に試験問題がとりあげられたのは、1853年4月26日であった。この日、協会がかねて設置していた産業教育問題に関する調査委員会が、協会評議会に報告書を提出したが、⁽⁵⁰⁾この中で試験について言及がなされたのである。この委員会は、1853年1月19日の評議会決議に基づいて設置されたものであり、「協会の目的である技芸・製造業及び商業のより一般的かつ組織的奨励を結果するような国民の教育の推進において、協会はどの程度、及びどんな方法で援助するか⁽⁵¹⁾」を検討し、かつ報告するという任務を持っていた。この委員会は、海外との競争のために科学技術教育及び産業教育の振興が要請された万博後の雰囲気の中で設置されたものであるが、これが設置されたのは、ブースによるロビー活動があったとされている。⁽⁵²⁾委員会は、4名の委員から成っていたが、ブースは、その議長及び報告者として中心的な役割を果し、彼自ら報告書を執筆した。⁽⁵³⁾

ところで報告書は、予め委員会が考えた8項目について、製造業者、M. I. の長、基金立グラマースクールの校長及び他の私立学校長等にアンケートを送付し、意見を求め、それを分析して、種々の検討を加えまとめられたものである。これらの項目の中には、「賞を授与するため、一定の中心的な地方で公的試験を行うこと」「優秀な受験者たちに対して、異った等級の証明書を与えること。……」等の試験に関する提言が含まれていた。⁽⁵⁴⁾これらの提案に対して、回答者は全員一致して、非常に温かい賛意を示し、多くの者は、「如何に理論的に優れていようとも、計画の一部に組織的試験の完全に作用する制度を持たないような教育推進の計画は、あまり価値がない。⁽⁵⁵⁾」と主張したのである。報告書には、こうして寄せられた意見とともに、オックスフォード及びケンブリッジ大学委員会報告書、⁽⁵⁶⁾枢密院教育委員会の報告書、エジンバラ技芸学校報告書等から試験に関する見解や実践が引用され、試験の必要性、効果、影響、方法等が述べられ、結論として、「熟達⁽⁵⁷⁾の証明書を授与する権能を有する、中央機関と関連した地方学校の試験制度を支持する多くの証言を受けた。」として、その推進を主張したのであった。既述の

ように、この報告文は、ブースがまとめたものであり、試験についての記述の多くの箇所、既述の小冊子を基礎にまとめられている。またブース自身、後年、「報告書の幾つかのパラグラフは、私の小冊子の単なるリプリントにすぎない。」⁽⁵⁸⁾と述べている。こうして提出された報告書ではあったが、これに対しては、すぐには十分な評価がなされず、また対応もなされなかった。

試験計画検討の提案は、1853年11月16日に、協会成立100年記念の会合において、チェスターによって行われた演説において、突如として提出されたものであった。即ち、彼は、これまで機械工や職工等が、地方の教育機関で継続的に学習を行う場合、何らの十分な誘因もなかったし、競争も、後の進歩を測定する試験も、それを記録する証明書も、又後の成功の報いもなかったことを指摘し、「幾つかの地区において試験が行われ、進歩や達成の証明書及び賞が技芸協会と連合関係にあった教育機関の学生に対して与えられる制度を打ち立てること」⁽⁵⁹⁾を提案したのであった。この提案の後、チェスターは、協会内での検討をふまえて、翌年4月に試験計画の概要を公表したが、この計画は、協会試験成立の嚆矢となったものであった。⁽⁶⁰⁾この計画によれば、(i)試験は、設定された幾つかの試験区の適当な地において少なくとも年1回行われること、(ii)試験は、ロンドンの試験官によって予め作成された答案用紙によって同時に行われること、(iii)この試験を受験する者は、一定期間（例えば6ヶ月間）、技芸協会と提携関係にある教育機関の学生であるべきこと、(iv)地方委員会は、（中央の）試験委員会から答案用紙の郵送を受け、試験が、公正及び適正に行われることを監視し、回答済の答案用紙を試験委員会に郵送すること、(v)試験官は答案を採点し、合格者には、3等級のうちいずれかの証明書を交付すること、但し、第1級の証明書の交付は、高い水準を保証するものとして慎重に行われるべきこと、(vi)試験科目及び試験の詳細は、連合代表者会議の承認を受けること。受験者は、この科目のうちいずれを選択してもよいが2科目以上選択できないこと、等である。計画はこの他、交付される証明書等に、実質的な価値を持たせるため、名声ある優れた人々から試験委員を選ぶこと、また各方面より、この証明書が価値ある資格証明であることを認める旨の声明書(Declaration)の署名を得ること等を含んでいる。

以上の計画は、協会内委員会で検討されてきた試験科目のリスト、及び既に内諾を得ていた試験官名とともに、1854年7月4日の、連合の第3年次会議で若干の修正とともに承認、決定され、具体化されることになった。⁽⁶¹⁾承認された試験科目は、(i)数学、(ii)実験科学、(iii)観察科学、(iv)機械科学、(v)社会科学、(vi)美術、(vii)道徳及び形而上学、(viii)文学であり、各々、関連の専門科目を含むものであった。又25名の試験官がリストされたが、この中には、もちろんブースが含まれ、またカーペンター(Dr. W. B. Carpenter)、コックレル(Professor C. K. Cockerell)、プレイフェア(Dr. Lyon Playfair)等の著名人が多く含まれていた。さて、以上のように決定された協会試験計画は、既述のようにチェスターが提出したものであったが、実質的にブースの影響を受けて作成されたものであることは明らかである。チェスター自身、先の計画概要の中で、産業教育委員会報告書に言及しているし、計画自体、ブースの構想に極めて類似しており、このことはブース自身が指摘している。⁽⁶²⁾ブースは、しかし、この計画に必ずしも全面的に賛成せず、特に試験科目については異論を持っていたが、試験の発展を念じ、そのメリットにつき情宣したのである。⁽⁶³⁾協会は、その後、協会雑誌を通じて情宣を行い、1855年3月に実施しようとしたが、応募者が一名しかなく、中止されることとなった。⁽⁶⁴⁾

試験中止の主な原因は、試験計画について、情宣期間が短く、関係機関に周知徹底できなかったこと、及び教育機関の側でも、これに十分対応できなかったという事情にあった。こうした状況をふまえつつ、⁽⁶⁵⁾協会内及び連合会議において試験実施にむけて、様々な検討が加えられ、1856年4月4日付技芸協会誌

で1856年度実施予定の試験計画の最終案が公表された。⁽⁶⁶⁾ところでこうした再検討過程において、ブースは、実質的に中心的な役割を果たした。彼は、1855年の試験計画中止以後、技芸協会評議会議長及び試験委員会委員長という重職に就任し、1855年7月2日の第4次連合会会議での試験に関する議論をふまえ、再び試験の効用や他の機関や団体の試験の普及状況を説くとともに、⁽⁶⁷⁾協会試験の改訂と、その実施にむけて努力したのである。その際、最大の問題は、協会試験の魅力を如何にして確保し、試験結果に実効を持たせるかであった。このため、声明書(Declaration)に対する署名をできるだけ多く獲得すること、試験の一定の合格者に対して賞金を与える必要性があること、試験科目に一般教育的なものを入れること、等々が考えられたのである。1856年度試験計画は、最終的には、1856年1月18日の連合代表者会議において承認された。⁽⁶⁸⁾これは、1854年計画の内容をひきついでいる点も多いが、試験が筆記試験とともに、口述試験によっても行われるようになったこと、全受験者が書くこととスペリングの能力を受験の基礎資格として要求されたこと、優秀な合格者に対して、賞を授与すること、試験の範囲やテキストが公表されたこと、試験科目が変更され、またはより明確化されたこと、特に一般教育的なものをより広く導入したこと、等の点で変更が加えられた。こうした変更に加え、スチーブンスン(R. Stephenson)をはじめとして、何名かが賞を授与するための基金に寄付したこと、内国税収入委員会(the Board of Inland Revenue)の議長が測量部の2名の職員を協会試験の結果を参考にして任用することにしたこと、また声明書に対して約450の署名が個人及び団体から得られ、証明書の価値を認めたこと、等々、⁽⁶⁹⁾協会試験に対する支援を獲得することができた。こうして、1856年6月10日-13日に実施された試験には、52名が応募し、「1856年試験は、少数ではあったが、まもなく拡大の徴候を示すことになった動きを始めるには十分なものであった。」⁽⁷⁰⁾のであった。ブースは、こうして実施された協会試験を一層発展させ、拡大、普及させるべく努力をするものである。

翌1857年度の試験計画は、1856年秋に検討された。検討された主な点は、(i)口述試験実施の必要から試験センターを増やすこと、(ii)地方の試験委員会が一層試験に協力すること、(iii)他の試験の動向を見ながら、受験資格を明確化すること、等である。10月15日の協会試験会で決定された試験計画においては、(1)試験地について；協会の本試験は、ロンドン及びハダースフィールドの2ヶ所で行われること、(2)地方の協力について；協会と連合関係にある教育機関は、各地方ごとに連合組織をつくり、それらは地方試験官委員会を設置することを求められ、この委員会は、協会本試験に先だて、予備試験を実施すること、(3)受験資格について；(i)15歳以下の者の受験を認めないこと、(ii)大学の卒業生及び在學生、いずれかの専門職の学生、有資格教員または教員見習生等は、受験資格がないこと、(iii)受験者は国語能力について予備試験を受けるべきこと、等の点で修正がなされた。またこの年から、試験結果が採用の参考資料として利用に供されるため、雇用者に対して、合格者の試験結果に関する種々の情報を掲載した協会登録(Society of Arts' Registry)をまとめ、閲覧に供することになった。⁽⁷¹⁾

ところで、1857年6月に同年度の試験が実施された後、ブースを中心として、次年度の試験計画が検討されていったが、この過程でブースは、協会評議会と種々の点で鋭く対立し、遂に彼は、同年度に協会を脱退することになる。対立及び紛争の経過は、1857年11月18日の会合において、評議会議長になったディルク(C. W. Dilke)が行った演説、及びブース自身が11月28日、自己弁明のために刊行した『技芸協会諸君への手紙』等により明らかである。⁽⁷²⁾これによれば、ブースは、既に評議会が実施上困難を伴うことから中止する意向であった口述試験の継続、実施を強く主張したこと、試験センターを大幅に全国的に拡大する計画を公表したこと、協会評議会へ管理が及ばない試験委員会独自の試験基金を設けよ

うとしたこと、協会試験に基づき協会員 (Associateship) の資格を賦与しようとしたこと、等であった。しかもディルクによれば、以上の事項を評議会の了承なく、既決の如く各地で演説し、また情宣を行ったというのであった。ブースに対する非難が行われると、彼は試験委員会において、評議会に従わず、独自の行動をとる気配をみせ、このことがますます評議会のブースに対する非難を高めることとなった。対立は表面的には以上のようなものであり、また手続上の争いであったが、しかしその底には、1847年の構想を実現させようとする、ブースの壮大な構想があり、協会試験を早急に全国に拡大し、その資格の地位と権威を高め、中産階級の教育を改善し、もって彼らの職業の確保と地位向上への強い意向があったのである。これに対して評議会内には、試験の大幅な拡大を望まず、一定の限度内で実施しようとする考えがあったのである。ブースの脱退後、評議会は、試験委員会設置規定を改訂し、同委員会を評議会の管理下に置くとともに、1858年度試験要領について決定を行った。それによれば、(i)試験地を全国32ヶ所に拡大したこと、(ii)口述試験を廃止し、筆記試験のみとしたこと、(iii)地方委員会に予備試験の実施とともに、本試験の実施を監督する等、その責任を拡大したこと、(iv)地方委員会による予備試験と協会の行う本試験の手続及び内容をより明確化したこと、(v)受験資格を一層明確化したこと、(vi)試験科目を拡大したこと等であり、ブースに対する非難にも拘らず、彼の意向を一定限度内において反映したものとなった。技芸協会試験は、以上のようにして、1856年から1859年の間に、その基礎が確立し、以後部分的な修正が行われ、変質をとげながらも漸次的に発展していくのである。

以上のように協会試験制度化の過程において、ブースはその確立及び拡充に努力してきた。こうした努力と並んで、「試験の有名なプロパガンディストとして」⁽⁷⁴⁾制度の普及のため多くの機会や、種々の場所で、その情宣に努めてきた。情宣の内容は、主として、1847年の冊子の後の主張を基礎にし、制度化された協会試験の概要やその効用を説くものであった。特に、1857年の演説においては、中産階級の自己教育と、試験による階層上昇、職業的地位の確保を奨励したが、これはブースの考え方が非常によく現われている。ブースが如何に協会試験制度確立に貢献したかについては、1857年11月から12月に協会において、彼に対する非難が続く中で、ヨークシャー連合で、ブース支持の決議及び同連合代表ベインズ (E. Baines) の連合会総会での言から察することができる。即ち、「本委員会は、試験を導入し、かつ運営する点でブース氏の熱烈な努力の高い思慮を表明することを義務と考える。実現された成功と呼び起こされた一般の関心は、彼の努力に帰せざるを得ない。もし、彼のサービスが奪われるなら、重大な損失である」と⁽⁷⁵⁾考える。「もしも彼が存在せず、(M. I. をはじめとする、筆者注)種々の教育機関の委員や教師に個人的に試験制度をおしすすめるという彼の熱情と能力がなかったならば、北部において何らのものも生じなかったであろう。」⁽⁷⁶⁾と主張している。実に、「非常に多くの後の(試験)計画のプロトタイプとなった協会(試験、筆者注)計画は、主にブースの心から生じたのであった。」⁽⁷⁷⁾

5. おわりに

以上、技芸協会試験制度について、その成立の背景、試験の構想、及びその成立過程について述べてきた。制度がほぼ確立した1858年以降の受験者数を見ると、1858年予備試験、1107名、本試験、288名、1860年、予備試験、700名、本試験、586名、1862年、予備試験、903名、本試験、815名、と徐々に増加し、1869年には、本試験数が2160名を数えた。⁽⁷⁹⁾こうして漸次的ながらも増加していったのは、協会試験制度が理解されていくことにもよるが、受験資格を緩和したことも大きな理由である。即ち、従来、協

会と連合関係にある教育機関の学生のみ受験資格があったが、受験料の支払い等を条件に、1861年の試験からこれまで除外されていた人々の受験も認められた。また16歳以下の者に対しては、地方試験委員会が、地方基礎試験を行うようになった。さらに受験を奨励するための誘因となる賞やメダルも増えた。このうち、1862年から1879年まで成績優秀者に授与されたコンソート賞 (the Prince Consort's Prize) は重要であった。受験者の取得する合格証が、関係者の努力で、徐々に就職等の際の有効な推薦状、または、資格証明書として利用され、社会的効用を高めたことも関係がある。特にチェスター等により、競争試験による公務員任用制度が確立されるまで、枢密院等の政府事務官の採用に際して、一部が協会試験合格者から選ばれたことは重要であった。⁽⁸⁰⁾

ウッドは、「かくして始められた制度は、それが最初に考え出されて以来、60年の間に発展し、修正された。だが原則において、それは不変のままである。」⁽⁸¹⁾と述べ、試験方法や一般的制度においても、何らの変更もなかったと指摘している。1913年当時、受験者はほぼ3万人に達していた。しかし、試験の性格は相当変化し、また試験科目も時々変更された。即ち、協会試験は、1867年のパリ博の影響により、1872年より科学・技術に重点をおいた試験に変質し、これらが1879年に、ロンドン商工会議所に引き継がれて以後は、主として、商業科目を中心とした試験に変わった。こうした変質は、協会と連合した教育機関の変化、及び受験層の変化とも相応している。即ち、当初、職工等のために始められた M. I. をはじめとする教育機関は、発展するにつれ、中産階級出身の人々が増加し、労働者よりも彼らの要求に応じなければならなくなった。試験もまた、当然このような影響をうけ、性格が変わり、商業関連教科以外のものは、漸次廃除され、これらが中心的位置を占めるようになるのである。⁽⁸²⁾ こうした動きはまた、他の試験制度が発展する中で、協会の試験と競合する場合もあり、自己の役割を限定する必要のあったことをも背景にしている。

技芸協会試験は、試験及び教育制度上幾つかの影響を及ぼした。このうち主要な事項は次の通りである。第1は、M. I. 及び関連教育機関の教育振興に対して大きな刺激となったことである。M. I. 及びその連合体は、協会試験導入後、他の試験とともにこれに迅速で熱烈な反応を示し、その効果を期待し、試験に関する各種の情宣を行った。⁽⁸³⁾ こうして、M. I. 出身者の多くの者が試験を利用したが、ブースはその影響について全英社会科学振興協会 (National Association for the Promotion of Social Science) において次のように報告した。即ち、「M. I. その他の教育機関の性格と目標に徐々に変化が現われつつあった。今や継続的な学習コースのためのクラスの方に関心が払われている。そして系統だった教育が時折の講義において伝えられる断片的な情報にとって代った。……この方面への傾向は……技芸協会が始めた定期試験制度によって強められた。」⁽⁸⁴⁾ と。M. I. は、技芸協会試験を活用することにより、教育的破綻から救済されたのである。⁽⁸⁵⁾

第2に、他の試験制度成立への影響である。ウッドは、協会が「始めた制度は、後に大学、科学技芸局、ロンドン商工会議所、その他多くの機関により採用された。」⁽⁸⁶⁾と指摘しているが、当時の関係者も同様の陳述をしている。例えばブースは、「協会によって導入された原則は、オックスフォード及びケンブリッジ大学によって採用された。」⁽⁸⁷⁾と述べている。こうした試験制度の成立にあたり、その継受関係は必ずしも明確ではない。しかし、状況から見て、協会試験の一定の影響があったことは明らかであろう。例えば、大学地方試験制度確立に努力した関係者は、協会試験は、実際にイニシアチブをとるには威信に欠け、役不足であるとしたが、⁽⁸⁸⁾ それら関係者の多くは、協会試験と何らかの係わりを持ち、これに精通し、多くの示唆を得ていたと思料される。例えば、エブリントン子爵 (Viscount Ebrington) は、

協会に属し、一時期評議会議長をつとめ、また試験制度成立にも係わった。テンブルは、協会試験委員会の委員であったし、アクランド (T. D. Acland) は、協会の評議員であった。

第3に、協会試験が、科学技術教育の振興に一定の影響を与えた点である。この場合、試験は、原理や理論が中心であり、実技的なものは含まれなかった。また試験では、一般教育が重視され、これらとの関係の中で科学・技術が考えられた。ウッドが指摘するように、当時の産業教育 (industrial education) または、技術教育 (technical education) は、産業労働者の訓練ではなく、「職業に従事している人々の一般教育を意味した。」⁽⁹⁰⁾のであった。但し、パリ博以後は、既述のように協会試験も変質する。しかしながら数的に見た場合、他の試験に比べて協会試験の科学技術教育への直接的影響は限定的であった。むしろその影響は、制度的な意味において重要であったと言いうるであろう。

〈注〉

- (1) 宮沢康人、「イギリスにおける科学者・技術者資格試験制度の成立」文学論集（関西大学）第18巻第4号、昭和44年、p. 75.
- (2) Montgomery, R. J., "Examinations - an account of their evolution as administrative devices in England", Longmans, 1965.
- (3) Cardwell, D. S. L., "The Organisation of Science in England" William Heineman Ltd., 1957, p. 57.
- (4) Hudson, D. and Luckhurst, K. W., "The Royal Society of Arts, 1754-1954" John Murray, 1954, p. 244.
- (5) Garner, A. D., "The Society of Arts and the Mechanics' institute; The co-ordination of endeavour towards scientific and technical education, 1851-1854" *History of Education*, Vol. 14, No. 4., 1985, p. 262.
- (6) 宮沢、前掲論文、p. 76.
- (7) 加藤鉦治、「1850年代における英国 Mechanics' Institutes 運動の歴史像」、名古屋大学教育学部紀要、第25巻、1978年、（以下加藤①と略す。）
- (8) Wood, Sir H. T., "A History of the Royal Society of Arts" John Murray, 1913.
- (9) 前掲書
- (10) Foden, F. E., "The Reverend James Booth and the Genesis of the Society's Examinations" (Part I and Part II), *Journal of the Royal Society of Arts*, 1970, pp. 581-583, pp. 645-649.
- (11) Society of Arts, "Notes of Proceedings of the Society of Arts" 1849, p. 28.
- (12) Wood, H. T., op. cit., p. 369.
- (13) 加藤鉦治、「英国における Mechanics' Institutes 連合の形成 (I)」名古屋大学教育学部紀要、第27巻、1980年、p. 117.
- (14) ibid., なお、M. I. 連合については同論文参照。
- (15) Hurst, J. S., "Harry Chester (1806-68)" *Journal of the Royal Society of Arts.*, 1968, pp. 156-159, pp. 262-264, pp. 321-323. チェスターについては同論文を参照した。

- (16) なお同協会の結成は、チャーチズムの脅威を背景にしている。ibid. p. 159.
- (17) 全国連合体の結成については、特に Garner, A. D. の論文によった。
- (18) Garner, A. D., op. cit., p. 257.
- (19) Hudson, D. and K. W. Luckhurst, op. cit., p. 246, Wood, H. T., p. 372, p. 426.
- (20) Foden, F. E., op. cit., p. 581.
- (21) Hole, J., "An Essay on the History and Manegement of Literary, Scientific, & Me-
canics Institutions", 1853 (New impression, 1970), p. v
- (22) 加藤詔士、「ジェームズ・ホールの成人教育活動」日本社会教育学会紀要、No. 19、1983年、p. 1.
- (23) Hole, J., op. cit., p. 62.
- (24) ibid., p. 63.
- (25) ibid., p. 157.
- (26) ホールの経歴や活動については、加藤詔士、「ジェームズ・ホールの成人教育活動」によった。
- (27) *Journal of the Society of Arts*, (以下 *Journal* と略す。) July 15, 1853, p. 418.
- (28) Foden, F. E., op. cit., p. 582.
- (29) ibid., p. 581.
- (30) ibid., p. 648.
- (31) ibid., p. 581.
- (32) ibid., p. 131.
- (33) ibid., p. 581.
- (34) "The Dictionary of National Biography" (以下、D. N. B.) Oxford University Press,
Vol. II., p. 846.
- (35) Booth, J., "A Letter to the Members of the Society of Arts" 1857, pp. 15-25. (以下、
Booth ① と略す。)
- (36) Foden, F. E., p. 581.
- (37) D. N. B., pp. 846-847.
- (38) Booth, J., "Examination the Province of the State; or the Outlines of a Practical
System for the Expression of National Education" J. W. Parker, 1847 (以下、Booth ② と略
す。)
- (39) Booth ②, p.v.
- (40) ibid., p. 7. 以下試験についての提案は、Booth ② による。
- (41) ibid., p. 11.
- (42) ibid., p. 12.
- (43) ibid., pp. 12-16 よりまとめた。
- (44) ibid., pp. 17-42.
- (45) Roach, J., "Public Examinations in England, 1850-1900" Cabridge University Press,
1971, p. 58.
- (46) ibid.,
- (47) D. N. B., p. 846.

- (48) Foden, F. E., op. cit., p. 646.
- (49) Booth ①, p. 5, p. 9.
- (50) "The Report of the Committee Appointed by the Council of the Society of Arts to inquire into the Subject of Industrial Instruction" 1853. (以下、Report on Industrial Instruction と略す。)
- (51) *ibid.*, p. 1.
- (52) Foden, F. E., op. cit., p. 647.
- (53) 他の委員は、J. Bell, P. L.N. Foster, T. Twining であった。
- (54) "Report on Industrial Instruction", p. 46.
- (55) *ibid.*,
- (56) *ibid.*, pp. 45-48. 特にオックスフォード大学委員会でのリービッチの次のような証言が重要である。「試験なくしては、全ての努力は無益である。そして如何なる教育計画も何ら認識できる効果を持たない。」(p. 46)「くりかえすが、もし何らの試験も導入されないなら、最上の計画は失敗するし、何らの効果ももたらさない。試験を導入せよ。そうすれば全て他のことが自然と結果する。」(p. 47)
- (57) *ibid.*, p. 69.
- (58) Booth ①, p. 18.
- (59) *Journal*, Nov. 18, p. 6.
- (60) *Journal*, April 7, 1854, pp. 347-348.
- (61) *Journal*, July 7, 1854, p. 572, pp. 578-585.
- (62) *Journal*, April 7, 1854, p. 347.
- (63) Booth'J., "On the Influence of Examination as an Instrument of Education", 1854, p. 47.
- (64) *ibid.*,
- (65) *Journal*, July 6, 1855, p. 569.
- (66) *Journal*, April 4, 1856, pp. 341-342, Cf. February 8, p. 187, February 15, pp. 219-220, February 22, pp. 261-262.
- (67) *Journal*, July 6, 1855, pp. 578-580, Nov. 23, pp. 5-7.
- (68) 注(66)参照。試験科目は次の通り

科 目	専 門 科 目
数 学	算数、代数学、ユークリッド幾何学、測定法
機 械 学	静力学、機械装置の原理及びそれらの機械ならびに蒸気機関への応用
化 学	有機化学、無機化学
生 理 学	
植 物 学	一般構造、組織植物学
農 学	
地 理 学	政治地理学、自然地理学
国 史	
国文学及び作文	

ラテン語	ローマ史
フランス語	
ドイツ語	
自在画	

Journal, April 4, 1856, p. 341.

- (69) *Journal*, April 4, 1856, pp. 341-342, July 11, 1856, pp. 582-592.
- (70) Hudson, D. and Luckhurst, K. W., op. cit., p. 247.
- (71) Booth, J., "How to learn and what to learn", 1857, pp. 58-62.
- (72) *Journal*, Nov. 20, 1857, pp. 5-8, Booth ①, pp. 22-39.
- (73) "Society of Arts' Union of Institutes, Examination Programme for 1858" 1857, pp. 5-16.
- (74) MacLeod, R., ed., "Days of Judgement" Nafferton Books, 1982, p. 50.
- (75) Booth, J., "Systematic Instruction and Periodical Examination" 1857, pp. 36-37, p. 39.
- (76) *Journal*, Dec. 4, 1857, p. 32.
- (77) ibid., p. 35.
- (78) Foden, F. E., op. cit., p. 645.
- (79) 加藤①、p. 69, wood, op. cit., p. 432.
- (80) Hurst, J. S., op. cit., p. 264, pp. 321-322.
- (81) Wood, H. T., op. cit., p. 432.
- (82) ibid., p. 427, pp. 430-431.
- (83) 加藤①、pp. 68-92.
- (84) Booth, J., "On the Examinations of the Society of Arts" *Transactions of the National Association for the Promotion of Social Sciences*, 1857, p. 141, 加藤①、p. 72.
- (85) 加藤①、p. 62.
- (86) Wood, H. T., op. cit., p. 425.
- (87) *Leeds Mercury*, July 30, 1857, Roach, J., op. cit., pp. 77-78.
- (88) 香川正弘、「イギリス地方試験制度の成立過程」研究論文集（佐賀大学）、第30集第1号（I）、1982年、p. 25, p. 27.
- (89) 例えば、エブリントン子爵は、農村地区中産階級への計画の拡大を意図して、1854年の試験計画の修正を提案し、認められる。Cf. *Journal*, June 30, 1855, pp. 555-559, July 7, 1854, pp. 578-581.
- (90) Wood, H. T., op. cit., p. 369.